さいしん

第 36 号

2010 年 12 月 5 日発行

袴田巖さんの再審を求める会　会報

年間会費：3000 円／郵便振替口座番号：00120-3-410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
ゆうちょ銀行 〇一九 店 当座 019-0410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
〒 101-0061　東京都千代田区三崎町２－２－１３　三崎信愛ビル 502 号
FAX：０３－３２３８－０７９７
ホームページアドレス：http://hakamada-saishin.org/
E-mail：hakamada.saishin@gmail.com

これが本当に1年以上

みそタンク

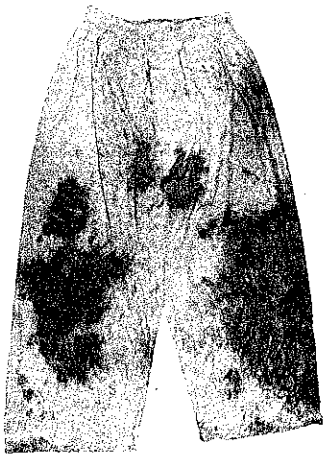
に入っていた衣類!?

★味噌付けにされた白いシャツやステテコがこんなに
きれいに血液が確認できる状態なんておかし過ぎないか!



元WBC世界バンタム級チャンピオン
現WBC世界フェザー級チャンピオン
長谷川穂積選手

再審のパンチよ届け！



発見直後に警察が撮影したステテコの実物写真



実験で1年2ヶ月味噌漬けにしたステテコの写真

Free HAKAMADA Now!

袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト（日本プロボクシング協会公認）
http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。

Contents

○報　告	９条フェスタで「BOX 袴田事件」上映	石井……	2
○報　告	面会報告	福田……	3
○報　告	待ったなし！今こそ可視化の実現を ～冤罪はこうして作れる～	久松さん……	4
○報　告	響かせあおう死刑廃止の声 2010> 参加報告	江口良子……	5
○報　告	「私は犯人じゃない」- 都内で冤罪被害者が悲痛な叫び	江口務……	6
○書籍紹介	『日本国憲法と裁判官』	福田……	7
○報　告	シンポ「死刑を考える日」レポート	福田……	8
○資　料	新聞記事集	……	9
○活動報告	活動日誌、活動予定、編集後記	求める会事務局	12

９条フェスタで「BOX 袴田事件」上映

共同代表 石井信二郎

今年も「輝け９条！世界へ未来へフェスティバル９条フェスタ」に袴田巖さんの再審を求める会も参加しました。今回で６回目を迎えた９条フェスタには参加団体 100、当日の参加者約 3000 人だったそうです。求める会もひで子さんに浜松から来ていただき１階ホールにて情宣ブースを出し、３階の特別会議室では「BOX 袴田事件」を上映しました。映画会場では立ち見も出る盛況ぶりで会場の小ささ (70~80 人) が悔やまれたほどでした。メジャーな俳優が主演して作られた映画ということもあるでしょうが、昨今の警察・検察の不祥事・暴走によって「冤罪」というものが多くの人にとって身近で深刻な問題であるという認識が確実に浸透して来ている証だろうと感じました。

昨年も参加した他のメンバーの印象では、今年はいまひとつ人出が少ないような感じがしたようでしたが、昨年の秋は政権交代があった直後、いろいろな事の変化への期待感が漠然と人々の中にあって参加した人々の気持ちの高まりが違っていたのかもしれません。自公政権でも民主党政権でも政策的には五十歩百歩と思われていても五十歩と百歩の違いは大きいわけで、市民の主体的な関わりによって政策を変えさせてゆける芽があるし、今でも自公政権のときよりも可能性があると思います。

今の日本で喫緊の課題は憲法 25 条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が脅かされている「貧困問題」にあります。2006 年のデータでさえ相対的貧困率 (中位値の所得の半分以下の所得で生活している人の割合) は 16.6% と西欧諸国の倍近い数字であり、リーマンショック以後の不況の影響でさらに高まっていることは想像に難くないでしょう。「戦争は希望だ」と書いて話題を呼んだ30代前半のフリーター男性の主張は、生存権が奪われ生き延びるための好条件の選択肢が戦争であったというアメリカの「経済的徴兵制」に通底する貧困問題への止むにやまれぬ思いの告発です。「平和は大切、戦争は間違っている。憲法９条は空文化している。それは分かっているから仕事をくれ、非正規雇用でもまともに生活できる賃金を保障せよ、結婚もしたい子供も欲しい」そんな悲痛な思いを抱く人々が確実に増えているこの国は、いい国ですか？生存権が満たされていた時代にはあった憲法９条の理念を語り、受け入れる余裕を失った人々が増えているのです。平和憲法が危機にさらされているのじゃなくて、国家でも企業でもなく社会そのものが危機に瀕しているのです。「無縁社会」というキーワードが反響を呼んだそうですが、そんな社会に生きる人々に９条フェスタは何かを伝えることが出来てい

ればよいのですが?!

何だか暗すぎる話になってしまいましたが、こんな時代だからこそ冤罪に苦しむ人々もそれを支援する人々も、貧困に喘ぐ人々もそれを支援する人々も、米軍基地に生活を脅かされる人々も、繋がりあって社会の再生のために働く自立した市民でありたいと思います。■





今年発売の「袴田巖は無実だ」の著者矢澤昇治先生と、「無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会」のメンバーと共に

面会報告

共同代表 福田勇人

2010年10月27日(水)

午後0時45分、ボクシング協会の新田さん、フリーライターの渋谷さんと私の３人で東京拘置所を訪れ、袴田巖さんとの面会に臨みました。

渋谷さんと福田については「今日の面会は認められません」と職員から告げられ、新田さんも午後1時25分頃に同じ職員から「本人が断ってくれと言って部屋から出てこない」と言われ、袴田さんが面会を拒否していることが伝えられました。『ボクシング・マガジン』と『ボクシング・ビート』の11月号とランの生花を差し入れて拘置所を後にしました。

2010年11月1日(月)

ひで子さんが面会を試みるも袴田さんが面会を拒否。

2010年11月2日(火)

午前中、弁護団の西嶋団長が面会に臨みましたが、職員から「本人は『必要がない』と言っている」と伝えられ面会できませんでした。西嶋団長が「体調等が悪いのかもしれないから医務の責任者を呼んでほしい」と告げると、外部交通の担当者がやって来て、「別段変わったことはない。これまでの会わなかった時の状況と同じ。健康病状等の問い合わせは文書でして欲しい」と答えたとのことです。

2010年11月24日(水)

午後1時45分、ボクシング協会の新田さんと２人で面会申請。私は例によって「面会は認められません」と職員から告げられ門前払い。新田さんも午後2時15分頃、職員から「本人が『会わない』と言って部屋から出てこない」と告げられ、この日も袴田さんに面会を拒否されました。仕方なく『ボクシング・マガジン』と『ボクシング・ビート』の12月号とお花(バラ)の差し入れだけをしました。

なお、この日は午前中(9時30分頃)に弁護団の戸舘弁護士も面会を試みましたが、「知らないから会わない」とのことでこちらも袴田さんが面会を拒否しています。

2010年12月2日(木)

午前9時30分頃、ひで子さん、弁護団の村崎弁護士、東京・袴田巖さんを救う会の大竹さんの３人で面会申請。大竹さんは拘置所の決定で面会不許可。しばらく待合室で待機すると職員から「本人が出てこない」と告げられひで子さんと村崎弁護士も面会できず。村崎弁護士が「袴田さんは元気なのか」と職員に尋ねると、「運動や入浴の時には出てきている」とのこと。■



待ったなし！今こそ可視化の実現を

～冤罪はこうして作れる～

久松さん

今日は、職場の終業ベルが鳴ったら、速攻で職場を出なくてはいけないのに、そんな日に限ってゴタゴタと何かが起こり、18時頃にやっと職場を飛び出して、携帯のメールをチェックすると、今回の共催団体の一つである某NGOのK職員からメールが入ってました。「集会場が広い！お客さんが来てくれるか不安。お誘いできる人がいたら、一緒に来てください」と・・・お誘いってもう30分もないのに！ダメもとで誘ってみましたが、やっぱり無理でした。で、現場に到着し、おそるおそる会場を覗いたら・・・満杯ではないですか!(後で聞いたら約400人だったそうです)というか席ないし…やっと後ろの方に席を見つけ、無事着席することができました。

冤罪被害者の声

・志布志事件ダイジェストビデオ放映

志布志事件の冤罪の被害者の方たちの映像を見ると，あの年代の方たちに、よくもあんな酷いことができたなと、改めて感じました。警察だからどうのこうのというより、人としてどうなんでしょうか？被害者の女性の方がおっしゃった言葉が怖かったです。「警察が一番世の中でウソを言う」

・リレートーク

「足利事件」

主催者の挨拶に続いて、まずは足利事件の菅谷利和さんと、弁護士の泉澤章さんとのトークです。菅谷さんは、可視化は取調べの時だけではなく、パトカーの中から録画するべきだとおっしゃっていました。２～３日前にも取調べの夢を見たそうです。当時のことを思い出しながらお話してくださるのは、きっととても辛いことなのに、こうして講演をしてくださるのには、本当に頭が下がります。菅谷さんを始め、声を上げてくださる冤罪被害者の方たちのためにも、一日でも早く法改正を行わなくてはと思います。



壇上の菅家さんと泉沢弁護士

「布川事件」

布川事件の桜井昌二さんと、杉山卓男さん。私は初めてお二人の話しを直に聞いたのですが、特に桜井さんのお話が面白く、力強く、正直驚きました。もっとお話を伺いたいと思ったくらいです。来年の３月16日、無罪判決が出ると言われています。要注目です。

「厚生省元局長事件」

第１部の最後は厚労省元局長事件の弁護士の河津博史さんのお話でした。やはり足利事件に続いて、この事件が起こったのは、関係者の方には本当に申し訳ないですが、日本の取調べ室で何が行われているか、大勢の人が注目するきっかけとなりました。こんな時にこそ全面可視化についてアクションを起こす、いいチャンスなんだろうと思います。

今こそ、取り調べの可視化を

・江川紹子さん

江川さんは実際に裁判を傍聴しに行き、報

道等で「検察のエース」と言われて人が、実際、裁判中は、まったくさえない感じで、どうしてこれで取調べができのだろうかと思ったことがあったそうです。「エース」の周辺の人たちに聞くと、「彼は密室で一対一で対峙している時こそ、最大の力を発揮できるんです。逆に密室でないと、力を発揮できないタイプなんですよ」と言われたそうです。そんな人、嫌ですね・・・

・木谷明さん（元裁判官 法政大学大学院教授）

木谷さんは、今まで裁判官として担当した事件を例にあげながら、取調べの可視化の必要性について、お話してくださいました。日本の裁判官にも、こういう良心的な人がいるんだなと驚きました。

彼が配った「密室取調べの弊害」レジュメから引用します。「密室取調べの弊害がこれほど明らかになっているのに、当局がそれに反対し続けるのは、現在行われている取調べが、誰にも見せられないような恥ずかしいものであるからだと推定されてもやむを得ない。そうであれば、裁判所は、『水掛け論になったときは検察官の負け』と割り切って、自白の任意性をどしどし否定する方向に進むべきである」

全く同感です。

添付資料の中に、取調べの全面可視化に関する国会議員へのアンケート結果が入っていましたが、全体の回答率が6.38%という、驚異的な低さにがっかりしました。反対するならまだしも、返事もしない態度に正直ムカつきます。集会に参加していた民主党の議員の方が、与党になったら、逆に話しが進まなくなったともらしていました。がっかりです。

どの方のお話だったか忘れてしまったのですが、イギリスは欧州でも早くに全面可視化を取り入れたそうです。そのイギリスのベテラン刑事に、ニュース等でも何度も流されていた、例の録音されていた大阪東署のヤクザまがいの任意取調べのテープを聞かせたところ、「これは取調べじゃないよ」と言われたそうです。「取調べとは、証拠を集める場。自白を強要する所ではない。この刑事は、相手に何も聞いていないじゃないか」と呆れられたそうです。そういうイギリスも、昔は今の日本と同じような取調べを行っていたそうです。それでも全面可視化を取り入れて、警察は取調べの訓練を行うようになったということです。

無料とはいえ、400人も集会に人が集まる今でこそ、国会に法改正を求める運動を進めて行く、絶好のチャンスだと改めて実感しました。■

響かせあおう死刑廃止の声2010>参加報告

江口良子

10月9日、築地本願寺蓮華殿で開催された集会に、2名で参加してきました。新刊「袴田巌は無実だ」（花伝社）の本を会場入り口脇に置かせてもらい、販売しました。

集会では最初、「死刑廃止に向かう世界の動き」について、アムネスティ・インターナショナル日本の担当者から報告が行なわれていき、そのなかでモンゴルの新大統領の死刑執行停止を宣言する演説が紹介されたその内容がとても印象に残りました。以下一部抜粋の内容です。

『・・・国家の自由と独立というものは、市民一人一人の人権、自由、そして自立的な力によって測られるものであります。

・・・私は、モンゴルの皆さんに呼びかけます。モンゴルが自由と独立を回復した、この慶ぶべき100周年にあたり、私たちの国を、市民が国家によって命を奪われることのない国にしようではありませんか。そして、民主主義国家として、市民が他の市民によって殺されることのない国にしょうではありませんか。』(2010年1月14日)

集会は進み、最後に鎌田慧さん（ルポライター）

の講演が行なわれ、国家の安全のため
に人を犠牲にしても死刑制度を維持していくのが
国家であること等を語られ、その中で袴
田さんの現状についても触れられました。

「姉の秀子さんが面会に行っても現在は面会拒否が続いている。秀子さんは死刑確定してからこうなったと明確に言っている。精神的に悪化して変調をきたして、今だ釈放されない。医療刑務所にも移さない。最近、熊本さんという人が現れて、袴田さんは犯人ではないと思いながら死刑判決を書くことになってしまったと述べている。どうしてですかと聞いたら、他の裁判官に負けたということだった。裁判官が無罪と思っても死刑になってしまう人がいるのですよね。」（鎌田さん語られた言葉をできるだけ再現してみました。）

この日は、冷たい雨の降り続く状態でしたが、多くの人が参加されて熱心に傾聴されていました。私が手に持っていた＜さいしん＞を隣の席の人が覗き込むように見ていたので、一部差し上げたらとても喜ばれました。袴田さんの裁判の理解者・支援者がひとりでも多くなっていくことを願っています。■

「私は犯人じゃない」
都内で冤罪被害者が悲痛な叫び

江口　務

無実の罪を着せられた人々を救援する集い「私は犯人じゃない - 冤罪被害者の叫び - 」が 11 月 20 日、東京都豊島区の南大塚ホールで開催されました。昨年 12 月最高裁で再審開始が確定、7 月 9 日に再審公判が始まった「布川事件」の桜井昌司さん、杉山卓男さんなど再審・冤罪事件の被害者、家族、支援者ら約 300 人が集まり、救援の輪を広げました。

袴田巖さんの姉・秀子さんも参加し、拘置所内の巖さんについて「拘禁症状は依然改まっておらず、精神の混乱に加え、最近は認知症、糖尿病との診断も受けた。一日も早い再審を願っている。支援をよろしくお願いします」と訴えました。

集会では布川事件の被害者のひとり・桜井さんが自分で作詞・作曲した歌を壇上で披露。ジョーク交じりの明るいトークも加わり会場は一時なごやかな雰囲気に包まれましたが、その後自身の事件について「無実の人の無実の証拠を隠してしまう。そんなことを検察官がしてもいいのか。絶対に許せない」と語り出すと、一転会場には怒りと緊張感がみなぎりました。

この日は「袴田事件」「布川事件」のほか、最高裁差し戻しで再審開始が決まった「名張ぶどう酒事件」、1 審無罪・逆転有罪で再審請求中の「福井女子中学生殺人事件」、再審決定を取り消され第 2 次再審請求中の「大崎事件」など、13 の再審・冤罪事件が報告され、被害者の家族・支援者がそれぞれ悲痛な叫び声を上げました。

どの事件も共通するのは「強要されたウソの自白」、それに基づく「ズサンな裁判」であり、身に覚えのない罪のために今なお獄中につながれている被害者の労苦を考えると、怒りが沸々と煮えたぎります。

冤罪事件はこれからもなくならないのか？
裁判所は変わっていくのか？
わたしたち市民に今できることはなにか？

集会ではそんな疑問に答えるべく法政大学法科大学院教授の木谷明さんによる講演がありました。

その中で、木谷さんは「そもそも警察官や検察官は信用ならない。そのことは私が裁判官だったころから後輩に言って聞かせてきた」と語り、裁判所は捜査機関が出してきた証拠をまずは疑ってみるべきだと指摘しました。

最近の冤罪事件をめぐる最高裁の動向については「少し変わってきたようだ。平成に入って以降、最高裁による有罪判決の差し戻しはまったくと言っていいほどなかったが、昨年は突然 5 件もの破棄事件が出た。さらに布川の再審決定、名張の差し戻し再審も出た。なぜかと考えると、1 つは足利事件。動かしがたい DNA 証拠。さすがの最高裁もマイッタと思ったのだろう。2 つ目は裁判員制度のスタート。

また周防正行監督の映画＜それでもボクはやっていない＞のヒットも関係しているかもしれない。最高裁は冤罪事件の絶滅に向けて真剣に取り組み始めたとも受け取れる」と話しました。しかし、一方で「これはたまたまの現象ということも十分ありうる。決して油断はならない」とも警告しました。

冤罪発生の要因については「密室取調べと人質司法」「調書優先の裁判」と指摘。つまりは自白の強要と、否認中は絶対に釈放しないという捜査当局の姿勢。取調べの際の調書を優先し、法廷内での証言は証拠として取り上げない裁判所の姿勢が問題だ、としています。裁判官は職業的に有罪事件を日常見慣れていることから、「被告人の話をまともに聞こうとしない」といいます。

そのうえで、木谷さんは冤罪防止の対策として「取調べの全面可視化」「証拠の全面開示」「検察官の上訴権見直し」などが必要と訴えました。

可視化は、国民の間でも理解され始めており、「法務省がこの流れを認めないのはおかしい。可視化すれば取調官と被疑者との信頼関係が損なわれるというが、今のままでは上下屈服の関係の中で冤罪が生まれ続けるだけだ」と厳しく批判。さらに証拠の全面開示についても「郵便不正事件で村木元局長に無罪判決が出たのも弁護側の証拠開示請求がきっかけ。まさか検察官が証拠のFDを改ざんするなんて…と思ったように、これからは冤罪防止には全面開示が不可欠だ」と話しました。

法廷での証言より取り調べ時のウソの自白調書の方が優先する、検察官は被告人に有利な証拠を隠すことが認められている－

そんなバカなことってあるでしょうか。こんな理不尽な司法制度は一刻も早く改められなければなりません。布川事件の桜井さんの言葉が強く印象に残りました。

「冤罪で犯罪者にされた人はいても、冤罪を生み出して罪に問われた検察官はいない。そんな検察官は法を変えてでも犯罪者にしたい」…
これが冤罪に苦しむ人々の共通の思いではないでしょうか。■

書籍紹介

『日本国憲法と裁判官』

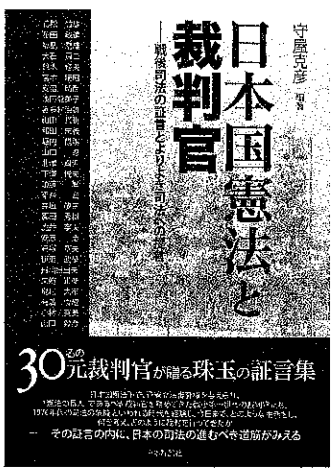
守屋克彦編著・日本評論社・本体2800円
共同代表・福田勇人

本書は、法学館憲法研究所が去年から今年にかけて15回にわたって開催した「日本国憲法と裁判官」という講演会の内容をまとめたものだ。各回２名ずつ計30名の裁判官経験者による講演内容は、「裁判官と平和主義」「司法の危機、そして司法改革」など５つのテーマごとに振り分けられているんだが、読んでるうちに「こりゃ『裁判官版レッドデータブック』だな」と思えてきた。

その中味は、「憲法の番人」たらんとした裁判官たち、特に青年法律家協会（青法協）のメンバーがいかにして裁判所という組織の中で「絶滅危機種」になっていったのか、そして裁判所という司法環境の悪化がいかに深刻なものであるのかを、その進行を防げなかった自戒の念も込めつつ当事者が報告したものとでも紹介しておこう。

いわゆる「平賀書簡」問題や宮本康昭判事補再任拒否問題など裁判官の独立に関する話が軸になっているが、その他の様々な問題も論じられているし、もちろん刑事司法の問題、特に誤判原因の分析も多く収められていて興味深い。

本書を読めば、中には骨のある裁判官もいるんだなと、当たり前のことを思い出させてくれるが、そういう「絶滅危惧種」が本当に絶滅してしまわないように我々市民は司法環境保護運動に本腰を入れないといけないと思う。皆さん是非ご一読を！■



シンポ「死刑を考える日」レポート

共同代表・福田勇人

2010年11月6日（土）午後3時30分から東京・霞が関の弁護士会館で日弁連・死刑執行停止実現委員会主催のシンポジウム「死刑を考える日　映画『BOX　袴田事件　命とは』で死刑と冤罪を考える」が開催され約170人が参加しました。



袴田事件弁護団の中川弁護士

映画上映の後、袴田事件弁護団の一員でもある角替清美弁護士らの司会でシンポジウムが始まり、まず袴田事件弁護団から中川真弁護士が事件の3つの問題点（自白・証拠の捏造・証拠開示）などを報告。証拠開示については「制度として全面開示が必要」と訴えました。この日のシンポジウムのテーマに関して、死刑廃止論者でもある中川弁護士は、「冤罪で死刑にされることは国家による殺人で絶対にあってはならないが、では冤罪でなければ国家は殺人を犯してもいいのか、皆さんもこれを機会によく考えていただきたい」と述べました。

冤罪被害者のリレートークでは、まず免田事件の免田栄さんが死刑執行に怯えた獄中生活を語り、冤罪が生まれる背景には天皇制を根拠とする「拝命思想」があると指摘しました。そして「現在冤罪と闘っている人たちには、真実は必ず勝つと激励している。私はもう85歳だが、もうしばらく自分の体験を訴えていきたい」と自らを奮い立たせるように語りました。

続いて演壇に上った布川事件の桜井昌司さんは実体験を元に「自白したら死刑か無期だなんて取調べを受けている本人には絵空事。目の前の苦しさから逃れたい一心で自白をしてしまう。嘘の自白なんて簡単に作られるものだが、それが裁判官にはわからない」と述べ、自白強要・証拠隠し・証拠捏造など何でもありの今の刑事司法を何としても改革する必要があると訴えました。

袴田巖さんの姉・ひで子さんは、死刑確定後面会時の袴田さんに変化が現われ、おかしな発言が多くなったことなどを話しました。また、ここ数ヶ月は面会拒否が続いており、先日11月1日も拒否されたと報告し、弟の健康状態を心配しました。

最後に挨拶に立った主催委員会の委員長で名張事件弁護団にも名を連ねる小林修弁護士は、獄中の奥西勝さんから袴田ひで子さんに寄せられた「自分にはけないズボンが有罪証拠になるのはおかしいと思います。お姉さん、がんばって助けてあげて下さい」というメッセージを、声を詰まらせながら読み上げました。

今月12日、袴田巖さんは死刑判決確定からちょうど30年を迎えます。先月は裁判員裁判で初の死刑判決も言渡されました。存置派、廃止派、あるいは未定派も、今一度死刑制度について虚心坦懐に熟考する時期に来ています。■

「死刑考える日」
袴田事件を上映
日弁連が集会

市民が死刑判断を迫られる裁判員裁判が各地で予定される中、日本弁護士連合会は6日、集会「死刑を考える日」を千代田区の弁護士会館で開いた。静岡県清水市（現静岡市）で一家4人が殺害された「袴田事件」で死刑が確定し、再審請求中の袴田巖死刑囚（74）と、事件を審理した元裁判官を描いた映画「BOX袴田事件　命とは」が上映された。

映画は袴田死刑囚が過酷な取り調べを受けた様子や、執行におびえる日々を描写。袴田死刑囚弁護団の中川真弁護士は「デフォルメはあるが、映画はすべて事実。冤罪で死刑執行されたら国家による殺人だが、誰も責任は問われない。それでいいのかよく考えるべきだ」と述べ、死刑廃止を訴えた。【伊藤直孝】

2010年11月7日　毎日新聞東京版

えん罪で国民を処罰するのは国家による人権侵害の最たるもの

「袴田事件」に見る人権侵害の実態

えん罪と人権　第6回　袴田事件

福田　勇人（袴田巌さんの再審を求める会　共同代表）

ある日突然いわれなき罪で逮捕され自由を奪われる。仕事も信用も失い、残された家族は後ろ指を指され、平穏だった生活が一変してしまう。冤罪に巻き込まれた本人やその家族の苦しみや怒りは、それがたとえ軽微な犯罪であったとしてもどれほど深く大きいことだろう。しかし今この瞬間も東京拘置所の独房に死刑囚として囚われている袴田巌さん（現在74歳）がこれまで44年にわたって受け続けてきた苦痛は、他の多くの冤罪被害者の中にあっても極めて辛く激しいものではなかっただろうか。

元プロボクサーの袴田さんが犯人とされ死刑判決を受けたいわゆる「袴田事件」は、1966年6月30日未明、静岡県旧清水市で発生した。味噌製造会社「こがね味噌」の専務とその妻・次女・長男の4人が自宅で何者かに鋭利な刃物で40か所以上刺されたうえに混合油を撒かれて家もろとも焼かれ、会社の売上金約8万円が盗まれたとされる残忍極まりない強盗殺人放火事件だ。

ではこの事件に巻き込まれた袴田さんはどのような苦痛＝人権侵害を受けてきたのだろうか。その実態はまさに「人権侵害の見本市」と言うに相応しい。

決定的な物証や目撃証言がなかったにもかかわらず袴田さんを逮捕した警察は検察からのプレッシャーもあり是が非でも自白を得ようと躍起になった。国連から再三改善を勧告されている「代用監獄」での取調べは1日平均12時間、最長16時間20分に及び、連捕から起訴までの23日間、1日も休むことなく続けられるという過酷さだった。

この取調べ状況は一昨年警察庁が自ら定めた「警察捜査における取調べ適正化指針」に照らしても明らかに不適正であるだけでなく、犯罪捜査規範では「やむを得ない理由がある場合のほか」は「避けなければならない」とされている深夜・長時間の取調べに該当する。しかも残暑厳しい中、袴田さんは水すらも自由に与えられず、勾留期限が迫ってからは取調室に持ち込まれた便器で用便させられていたことも明らかになっている。こうした取調べは被疑者の人権を著しく侵害するもので到底許されるものではない。さらには通常裁判所で行われるはずの勾留質問でさえ裁判官が警察署までわざわざ出向いて行われており、裁判所が捜査機関による人権侵害の取調べの片棒を担いでしまっていた。

自白の任意性をめぐって法廷で繰り広げられる「やった」「やらない」の不毛な水掛け論を終わらせるには取調べ過程を全面的に可視化する以外にない。そうすれば硬軟織り交ぜて自白を強要する人権無視の違法な取調べは減少することになろう。しかし「袴田事件」のような過去に起きた冤罪事件についてはすでに行われた密室での取調べを遡って可視化することは不可能だ。今後取調べの全面可視化が実現したとしても袴田さんにとってはほとんど意味がない。そこで重要になってくるのが証拠開示だ。

そもそも、検察は有罪立証に資する証拠だけを裁判に提出すれば足りるとするいわゆる「最良証拠主義」は、被告人が公平・公正な裁判を受ける権利を侵害しており認められるべきでない。それが仮に裁判の迅速化に有効だとしても迅速化によって被告人の権利が侵害されるならば本末転倒だ。証拠の全面開示が適正手続きの保障に何ら悪影響を及ぼさない以上、「公益の代表者」を自認する検察は莫大な税金と絶大な強制力を使って収集した全ての証拠を事案の真相解明のために開示すべきではないのか。被告人にとって有利な証拠の存在を知りながらそれを提出しない「証拠隠し」は重大な人権侵害であり卑劣な権力犯罪である。

「袴田事件」においても弁護団は第1次再審請求審から再三検察に証拠開示を求め、裁判所にも検察に証拠開示命令を出すよう要請してきた。しかしこれまで検察は明文規定が存在しないことを盾に取って開示に全く応じず、裁判所も検察に開示を促すようなことは一切なかった。ところが今年5月に行われた三者協議で裁判所が検察に対し任意に開示してはどうかと促し、9月の三者協議で検察が初めて未提出証拠の一部を開示した。裁判所と検察の証拠開示に対するこうした姿勢の変化は大いに歓迎すべきであるが、とはいえ今回の開示は全面開示には程遠く不十分である。これまで裁判所が訴訟指揮権に基づいて証拠開示勧告を出すなどして袴田さんの公平・公正な裁判を受ける権利を保障しようとしなかった不作為の責任は相当に大きい。今からでも遅くはない。裁判所は冤罪による人権侵害を最小限に抑え、「無罪の発見」という刑事裁判の主要な目的を実現するためにも、検察に対し証拠開示をより積極的に促すべきである。

また現在袴田さんには重篤な拘禁性の精神障害があり、面会時の様子などから刑事訴訟法479条に規定されている「心神喪失の状態」、つまり「死刑の執行に際して自己の生命が裁判に基づいて絶たれることの認識能力のない状態」にあることは間違いない。弁護団や支援者、そして今年4月に設立された「袴田巌死刑囚救援議員連盟」のメンバーも法務大臣に対し法律に従って直ちに死刑執行停止命令を発するよう何度も要請してきたが未だその実現を見ていない。これも袴田さんに対する明らかな人権侵害であり見過ごすわけにはいかない。今後は行政訴訟の提起も視野に入れる必要があろう。

その他、警察による証拠捏造疑惑、熊本典道元裁判官の告白によって明らかになった多数決による死刑判決、20年以上棚上げにされたままの恩赦の判断、弁護人接見時の拘置所職員の立会い、マスコミによる犯人視報道など、袴田さんに対する人権侵害には枚挙に暇がない。どの問題も早急に解明・改善・解決が望まれるが、全ての問題の発端は袴田さんが身に覚えのない罪で囚われたことにある。国民の生命や自由を保護すべき国家が逆にそれを積極的に侵害してしまう冤罪の恐ろしさをあらためて感じる。

昨年4月、防衛医大の教授が電車内で痴漢をしたとされる強制わいせつ被告事件の上告審で逆転無罪判決を言渡した最高裁第三小法廷の那須弘平裁判官は補足意見の冒頭で次のように述べた。

「冤罪で国民を処罰するのは国家による人権侵害の最たるものであり、これを防止することは刑事裁判における最重要課題の一つである。刑事裁判の鉄則ともいわれる『疑わしきは被告人の利益に』の原則も、有罪判断に必要とされる『合理的な疑いを超えた証明』の基準の理論も、突き詰めれば冤罪防止のためのものであると考えられる。」

私はこの見解に全く同意する。刑事裁判の鉄則に従って無罪主張を展開した那須裁判官の判断は正しかったと思う。しかしその鉄則を最高裁判事が殊更に説明しなければならない状況は日本の刑事司法の絶望的な姿をはっきりと映し出してもいる。誰もが当然守らなければならないとわかっている鉄則を単なるお題目として唱えている限り、これからもこの国の裁判官と裁判員は誤判を犯し続け、冤罪という、国家による最悪の人権侵害によって国民は苦しみ続けることになるだろう。（完）



袴田巌死刑囚救援議員連盟設立総会

袴田事件略年表

1966(S41)年6月30日	事件発生。静岡県旧清水市の味噌製造会社専務宅が放火され全焼。焼跡から多数の刺傷を負った専務と妻・次女・長男の焼死体を発見。会社の売上金約8万円が奪われたとされる。
7月4日	静岡県警が事件現場近くの味噌醸造工場と従業員寮を家宅捜索。住込み従業員だった元プロボクサーの袴田巌さんの部屋から、微量の血液らしきものが付着したパジャマを領収し、深夜まで事情聴取。
8月18日	静岡県警が強盗殺人・放火・窃盗容疑で袴田さんを逮捕。
9月6日	勾留期限3日前に袴田さんが犯行を「自白」。
9月9日	静岡地検が住居侵入・強盗殺人・放火罪で起訴。
9月13日	清水警使用内で「イワオ」と書かれた焼けた紙幣5万700円などが入った、差出人不明の清水警察署宛封筒を郵便局員が発見。
11月15日	静岡地裁の第1回公判で袴田さんが犯行を全面否認。
1967(S42)年8月31日	味噌製造会社従業員が工場内味噌タンクから麻袋に入った血染めの「5点の衣類」を発見。
9月12日	静岡県警が袴田さんの実家を家宅捜索し、「5点の衣類」の一つである鉄紺色ズボンの共布を「発見」・押収。
1968(S43)年9月11日	静岡地裁が死刑判決。東京高裁に控訴。
1969(S44)年5月29日	控訴審第1回公判開廷。
1971(S46)年11月20日	「5点の衣類」の装着実験が実施され、鉄紺色ズボンは小さすぎて袴田さんにははけないことが判明。
1976(S51)年5月18日	東京高裁が控訴棄却。
5月19日	最高裁に上告。
1980(S55)年11月19日	最高裁が上告棄却。
11月28日	最高裁に特別抗訴申立。
12月12日	最高裁が特別抗訴申立棄却、死刑判決確定。
1981(S56)年4月20日	静岡地裁に再審請求（第1次）。
1994(H6)年8月8日	静岡地裁が再審請求棄却。
8月12日	東京高裁に即時抗告。
1998(H10)年2月23日	東京高裁が「5点の衣類」のDNA型鑑定の実施を決定。
1999(H11)年9月29日	科警研がDNA型鑑定で「鑑定不能」とする鑑定書を提出。
2000(H12)年7月13日	岡山大がDNA型鑑定で「鑑定不能」とする鑑定書を提出。
2004(H16)年8月26日	東京高裁が即時抗告棄却。
9月1日	最高裁に特別抗告。
2008(H20)年3月24日	最高裁が特別抗告棄却。
4月25日	静岡地裁に再審請求（第2次）。
2009(H21)年7月24日	静岡地裁で第1回三者協議実施。
2010(H22)年9月13日	第4回三者協議で検察が初めて未提出証拠の一部を開示。

袴田事件

「衣類写真ねつ造の証拠」

弁護団、補充書提出へ

右　東京新聞夕刊
　二〇一〇年一一月一三日
下　毎日新聞
　二〇一〇年一一月一七日

清水市（現静岡市清水区）で一九六六年、一家四人が殺害された「袴田事件」の第二次再審請求審で、袴田巌死刑囚（74）の弁護団が、証拠の評価見直しを求める補充書を静岡地裁に提出する方針を固めたことが、関係者への取材で分かった。検察側が九月に初めて開示した袴田死刑囚のものとされる衣類のカラー写真に、不自然な血痕が写っているとして、証拠ねつ造を裏付ける「新証拠」に当たると主張するという。

第二次再審請求審では、静岡地検が九月中旬、静岡県警の捜査報告書や関係者の供述調書のほか、犯行時に袴田死刑囚がはいていたとされるズボンやブリーフのカラー写真など、これまで未開示だった証拠を開示した。

これらの衣類は事件発生から約一年二カ月後、被害者のみそ製造会社専務が営む工場のみそタンクから、従業員が偶然、発見したとされてきた。カラー写真には発見直後の衣類が写っている。

弁護側関係者によると、みそタンクに長期間入っていたとされているのに、カラー写真の衣類には赤い血痕がはっきりと確認できるという。一方、弁護団と支援団体はさまざまな種類のみそを使って実証実験を続けているが、衣類に血液を付けてみそに漬け込むと、数日ほどでみその色と混じり合って不鮮明になるという。

関係者は、写真と実験結果との比較から、「衣類は発見される直前に、みそタンクに入れられた可能性が高い。証拠がねつ造された疑いがより強くなった」と指摘している。



開示された衣類の写真を掲げる弁護団の小川秀世弁護士＝9月13日、静岡県弁護士会館で

袴田事件

袴田事件　1966年6月30日未明、清水市のみそ製造会社専務方から出火し、焼け跡から一家4人が遺体で発見された。静岡県警は強盗殺人の疑いで同社工場従業員、袴田巌死刑囚を逮捕。同死刑囚はいったん自白したが、公判で無罪を主張した。静岡地裁は68年、金目当ての犯行と判断し、死刑を言い渡した。80年に最高裁で死刑が確定した。

同死刑囚は再審請求し、静岡地裁は94年に請求を棄却。東京高裁は2004年、最高裁は08年に抗告を退けた。姉の秀子さんが08年、静岡地裁に第2次再審請求を申し立て主張した。静岡地裁は

袴田事件弁護団

「捏造」の補強材料発見

証拠衣服に不自然な点

静岡県清水市（現静岡市清水区）で1966年6月、一家4人が殺害された「袴田事件」で、袴田巌死刑囚（74）の弁護団が検察側の証拠を検証した結果、犯行時に着ていたとされる衣類は「（捜査上の）捏造（ねつぞう）」との主張を補強する材料を、新たに見つけた。これを受け弁護団は第2次再審を求める補充書を作成、静岡地裁に提出する方針を決めた。

県警は67年8月31日、血のついたズボンなど衣類5点を袴田死刑囚が勤めていた会社のみそタンクから発見。翌月12日、このズボンと同じ生地の共布（補修布）が旧静岡県浜北市（現浜松市浜北区）の袴田死刑囚の実家から見つかり、事件への関与を裏付ける証拠として採用された。

検察側が今年9月に一部開示した証拠を弁護団が検証したところ、実家から共布が見つかる8日前、捜査員がズボンの製造元から同じ生地のサンプルを入手していたことが判明。共布を発見した6日後にも、県警が製造元から再び同じ布の提供を受けていたことも分かったという。

弁護団は「同じ布を2度入手するのは不自然だ」と指摘。補充書では、製造元から最初に入手した布サンプルを「実家から見つかった」と偽装した可能性があると主張する。

弁護団は既に二つの布サンプルの開示を地裁に文書で求めており、「検察側が示せないなら捏造の根拠になる」と訴えている。

さらに、開示証拠にあったカラー写真では、みそに1年2カ月つかっていたとされる衣類に鮮やかな赤い血痕が写っていた。弁護団は「みそに長期間つかっていれば褐色になるはずだ」として、補充書では併せて捏造を裏付ける根拠になると指摘する。

補充書は地裁、地検側との次回（12月6日）三者協議の前に提出する予定。【竹地広憲】

高校の授業に「袴田事件」

社会科教諭が葵区で学習会

冤罪の可能性や証拠ねつ造など

弁護士推論に聞き入る

無実を訴えて第二次再審を請求している「袴田事件」について学ぼうと、県高校社会科教育研究協議会中部支部（会長・鈴木典夫静岡西高校長）は十五日、静岡市葵区の県弁護士会館で学習会を開き、高校の社会科教諭ら約二十人が参加した。

講師として招かれた同事件弁護団の葦名ゆき弁護士は、冤罪が疑われている事件の背景として「初期捜査がずさん。現場が焼失していたため、厳しい取り調べで自供を取ることが先になった」と指摘。ねつ造が疑われている証拠については「県警は袴田事件以前に三件ほど冤罪事件を起こし、ねつ造に及んだのではない」と推測した。検察庁に対しても「組織の体面をいかに保つかを考えている。一度起訴したら引き下がらず、有罪を取ることをゴールとしか考えていない」と批判した。

同支部の橋本純藤枝北高教諭は「事件の背景がよく分かった。高校の授業で生かしていきたい」と成果を話していた。（加藤隆士）



袴田事件学習会で講演する弁護団の葦名弁護士＝県弁護士会館で

高校教師、袴田事件学ぶ　葵区

県中部の社会科の高校教師でつくる県社会科教育研究協議会中部支部（会長・鈴木典夫静岡西高校長）は15日、静岡市葵区追手町の県弁護士会館で「袴田事件学習会」を開いた。

講師は袴田事件弁護団の葦名ゆき弁護士。約20人が参加し、事件の概要や再審制度などについて学んだ。葦名弁護士は「無罪の疑いが強いのに、なぜ再審が認められないのか」との教師からの質問には、「裁判所が先輩裁判官の判決を覆すことに消極的な組織なので」と答えた。

袴田事件は、旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された事件。袴田巌死刑囚（74）は、80年に最高裁で死刑確定後も無実を訴え続け、再審を求めている。今年9月、検察側は初めて弁護側の要求に沿って、これまで明らかにされていなかった一部証拠開示に応じた。

同支部は社会科教育に生かすため20年以上前から年数回、大学教授の講演会や工場見学などを行っている。

上　中日新聞　二〇一〇年一〇月一六日
左　静岡新聞　二〇一〇年一〇月一六日

活動報告

10/26 支援団体連絡会参加（東京・ニュートーキョー）
10/27 袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
10/27 ボクシング界支援委員会参加（水道橋・ヴィッキーズ）
10/30 自由で独立した裁判官を求める市民の会学習会参加（麹町・麹町総合法律事務所）
11/3　東日本新人王戦会場でＴシャツ販売（水道橋・後楽園ホール）
11/6　シンポジウム「死刑を考える日」参加（霞が関・弁護士会館）
11/7　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
11/10 関係者聴き取り調査（清瀬・カトリック清瀬教会）
11/10 牧野聖修・浅野貴博衆院議員に協力要請（永田町・衆院議員会館）
11/15 弁護団勉強会参加（静岡・弁護士会館）
11/15 弁護団会議参加（静岡・弁護士会館）
11/17『さいしん』35号増刷作業（飯田橋・東京ボランティアセンター）
11/19 関係者聴き取り調査（代々木・代々木総合法律事務所）
11/20 9条フェスタ参加＆映画上映（蒲田・大田区産業プラザ）
11/24 袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
11/24 川崎新田ボクシングジム興行でリーフレット配布（水道橋・後楽園ホール）
12/2　取調べ可視化実現市民集会参加＆書籍販売（霞が関・弁護士会館）
12/5　『さいしん』36号発送作業（横浜・かながわ県民センター））

編集後記　ついに長谷川穂積選手がリベンジを果たしWBC世界フェザー級王座についた。フェザー級に転向して飛び級での2階級制覇達成は日本人初。見事に天国のお母さんとの約束を果たした。素晴らしい。2008年の袴田さんチャリティボクシングでの長谷川選手の圧倒的なスパーリングが今でも忘れられない。僕の応援しているサッカーチームがＪ2に落ちた。来期はリベンジだ！もう一度やり直しができるという事は人を成長させる事ができるはずだ。再審こそ司法が成長するチャンス。■（ペンネームzan）

活動予定

求める会

12/12 求める会定例会＆忘年会（巣鴨・村崎法律事務所ほか）
12/19 共同事務所大掃除＆総会（水道橋・三崎町共同事務所）
12/22 袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
1/9　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
2/6　『さいしん』37号発送作業（横浜・かながわ県民センター）

その他の団体

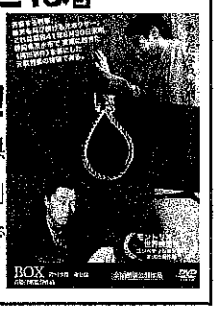
12/6　静岡地裁要請行動（静岡・静岡地裁）
12/6　第5回三者協議（静岡・静岡地裁）
12/6　弁護団会議（静岡・弁護士会館）
12/9　ボクシング界支援委員会（水道橋・ヴィッキーズ）
12/15 弁護団勉強会（霞が関・弁護士会館）
12/15 弁護団会議（霞が関・弁護士会館）
12/19 死刑廃止フォーラム集会（日比谷・日比谷公会堂）
1/23　清水集会（清水・清水テルサ）

■

『BOX 袴田事件 命とは』

全国のツタヤなどで DVDレンタル開始！

DVDでは本編の他に、特典映像（メイキングと「袴田事件」の紹介ビデオ）も観ることができます。



カンパのお願い

☆会では活動資金が必要です。★
★どうぞカンパにご協力下さい。☆
☆ボーナスカンパ大歓迎！★



郵便振替口座番号：00120-3-410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
または
ゆうちょ銀行 〇一九店（ゼロイチキュウ店）
当座　019-0410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
※「巖」は「巌」でも大丈夫です。

※会員募集――作業等お手伝いできる方いらっしゃいませんか。年会費（会報あり）三〇〇〇円、会報年間購読のみ二〇〇〇円